

航空運賃値上げに反対する意見書

航空各社は、燃料の高騰を理由に平成 20 年 4 月 1 日から航空運賃を値上げすることを発表し国土交通省に届け出た。値上げ率は平均 9 パーセントになるものと見込まれている。

ところで、本県は、国内唯一の離島県であるため、本土との交通はもとより生鮮食料品等の生活必需物資、特定農産物等の輸送も航空路に依存し、特に近年は出入域者の約 90 パーセントが航空路を利用している実情にある。

さらに、本県は多くの離島を抱え、これらの離島は沖縄本島から遠く離れ、地理的にも孤立的環境下にあり、離島の航空路は、生活文化の向上と経済活動の進展に伴い必要欠くことのできないものとなっている。

特に、他都道府県に比べ鉄軌道の恩恵がない本県では、航空路は県民の生活路線として定着しており、県経済の大きな柱をなしている観光産業の振興を図るためにも航空運賃の低減措置が強く望まれているところである。

このような状況下での航空運賃の値上げは、県民生活を著しく圧迫し、本県の産業、経済に与える影響ははかり知れないものになることが懸念されるため、県民は今回の航空運賃値上げを極めて深刻に受けとめている。

また、これまで沖縄路線は、搭乗率が高く黒字路線と言われているが、それにもかかわらず今回燃料の高騰を理由として、一方的に航空運賃を値上げすることは県民の理解を得られるものではない。

本市議会は、県民生活の安定と県経済の振興を図る立場から、今回の航空運賃値上げに強く反対せざるを得ない。

よって、政府におかれては、本県の地理的、経済的特殊事情を十分御配慮のうえ、これまで実施してきた航空援助施設利用料、航空機燃料税、空港着陸料等の公租公課の軽減並びに機体購入補助、運航費補助等の措置を引き続き実施するとともに、拡大するなど特段の措置を講じられるよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 3 月 25 日

沖 縄 市 議 会

あて先

内閣総理大臣 国土交通大臣 沖縄及び北方対策担当大臣